

## インボイス制度への対応について②

2023年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式(以下、「インボイス制度」)が開始しました。今号でも前号に引き続き社団・財団法人に関連するインボイス制度のトピックスをご紹介します。

(ポイント)

- 謝金を支払う場合のインボイス対応

### 謝金を支払う場合のインボイス対応

社団・財団法人におかれましては、研修等を実施した際に外部の講師に対して講師料等の謝金を支払うケースがあるかと思われます。今回はそういった謝金を支払う場合に求められるインボイス対応の事例を紹介いたします。

#### (1)仕入明細書等(支払通知書など)の作成

インボイス制度では、課税取引に係る支払を行う消費税の納税義務者は、消費税の仕入税額控除の要件として、原則として適格請求書(以下、「インボイス」)の入手・保存が必要となります。また、適格請求書発行事業者(以下、「登録事業者」)である売手は支払者から求められた場合、原則としてインボイスの交付義務があります。そのため、社団・財団法人が講師料等の謝金を支払った際にも、消費税の仕入税額控除の要件として、売手である講師が発行するインボイスの入手・保存が必要となります。

ただし、インボイス制度においては売手からインボイスを入手する方法以外にも、支払側で仕入明細書等を作成して売手に交付し、売手の確認を受けることにより、仕入税額控除の要件を満たすこともできます。つまり、謝金を支払う際に講師からインボイスを入手することができなくても、謝金を支払う社団・財団法人自らが、一定の記載要件を満たした仕入明細書等(支払通知書など)を作成して、売手である講師に交付して確認を受けることで仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

#### (2)仕入明細書等についての売手の確認の必要性

謝金の支払者である社団・財団法人が仕入明細書等を作成してインボイスとするには、売手である講師に仕入明細書等を交付するだけでなく、その内容について講師の確認を受けることが必要とされています。確認を受ける方法としては、例えば仕入明細書等に「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものとする」といった旨の記載をして確認を行う方法などで対応が可能です。

(裏面に続く)



# インボイス制度への対応について②

## 謝金を支払う場合のインボイス対応

### (3) 立替金を精算する場合

売手である講師が利用した交通費等の経費を立替精算する際に、講師から提出された領収証等の宛名が支払を行った社団・財団法人ではなく講師名義となっている場合等には、その領収証等をもって社団・財団法人が仕入税額控除を行うためには、講師との間で立替金に関する精算書のやり取りが必要と考えられます。なお、原則として講師から提出される領収証等はインボイスである必要がありますが、公共交通機関(鉄道、バス等)に係る一回の取引あたり税込3万円未満の支払い等、特例によりインボイスが不要とされているものもあります。

### (4) 免税事業者等である講師に支払った場合

インボイス制度においては、登録事業者以外の事業者(以下、「免税事業者等」)への支払いの場合、原則として仕入税額控除の適用はありません。ただし、免税事業者等への支払いに係る経過措置として、2023.10月～2026.9月までの3年間は仕入税額の80%相当について、2026.10月～2029.9月までの3年間は仕入税額の50%相当の控除が可能となっております。

免税事業者等である講師への支払いの場合は、支払相手が登録事業者でないためインボイスの入手をすることはできませんが、その場合であっても一定の事項(税率ごとの税込価額の合計額など)が記載された請求書等の入手(又は同内容の仕入明細書等の作成)が必要となります。相手が免税事業者等であることを理由に、経過措置の適用をうけるための書類の入手・保存が不要ということはありませんので、ご注意ください。

\* 上記の事例は社団・財団法人を前提としておりますが、株式会社等においても同様の取扱いとなります。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

2023年10月のインボイス制度開始から1か月が経過しましたが、制度上の細かいルールが非常に多く、消費税の納税義務者である社団・財団法人におかれましては、現場のご担当者の方も苦労されているのではないかと思います。今回とりあげた謝金の支払いに係るインボイス対応についても、謝金の支払先は個人である場合が多く支払先が登録事業者か否か本人に確認する必要がある他、立替金を精算する場合の精算書の作成や仕入明細書等の記載方法など、仕入税額控除の要件を満たすために考慮すべき点がいくつかあり実務上も複雑です。

謝金の支払い以外にも、インボイス制度は日常のあらゆる課税取引について関わってきます。そのため当初は想定していなかった課題も今後現れてくる可能性があります。それらを一気に解決するというよりも、課題が出てくる都度粘り強く対処するのが現実的な対応策と言えます。

なお、インボイス制度の最新情報については、国税庁HPをご確認いただきますようお願いいたします。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。